

令和4年3月29日  
県土整備部技術管理課  
043-223-3508

## 新型コロナウイルス感染症拡大防止対策に伴う千葉県総合評価方式の 評価項目「継続教育（CPD）の取組状況」の当面の取り扱いの解除について

千葉県の総合評価方式における評価項目のうち「継続教育（CPD）の取組状況」について、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策を講じた講習会等が開催されている状況をふまえ、当面の間の取り扱いを解除し、従前の取り扱いとします。

### 【当面の間の取扱い】

学習履歴証明書は、平成30年4月1日以降入札公告日までの間で、連続した1年間に推奨単位が取得できていれば加点評価とする。  
令和2年4月28日以降の入札公告から適用する。

### 【従前】

学習履歴証明書の有効期限は、CPD取得期間の最終の日が、入札公告の日から遡って1年前から総合評価方式の技術資料の提出期限までとする。  
令和4年4月1日以降の入札公告から適用する。

○千葉県総合評価落札方式のガイドライン等については、千葉県ホームページに掲載  
URL：<https://www.pref.chiba.lg.jp/gikan/koukyouijgyou/hinshitsu.html>

## 新型コロナウイルス感染症拡大防止対策に伴う千葉県総合評価方式の評価項目「継続教育（CPD）の取組状況」の当面の取り扱いの解除について

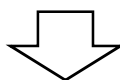
現在、千葉県では、評価項目「継続教育（CPD）の取組状況」について、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策により認定講習会等が開催されていなかった状況を踏まえ、CPDの評価期間について、過去の評価期間を含め拡大する緩和措置を当面の取り扱いとしてまいりました。

令和3年度のCPDについては、各協会団体ともオンライン等を併用して、推奨単位の取得が可能となるCPD認定講習会等の開催状況を確認できたため、現在、千葉県総合評価方式で実施している当面の間の取り扱いは、令和4年3月31日をもって解除し、従前の評価期間を対象とします。

### □評価期間

#### 【当面の間の取り扱い】

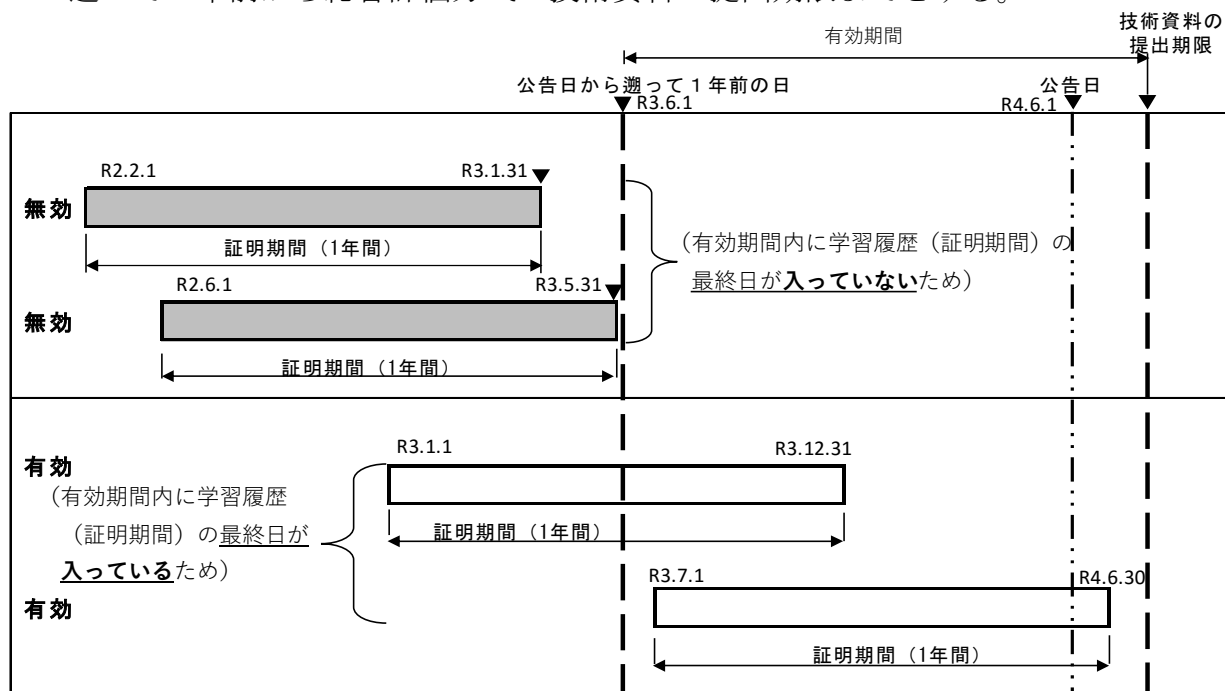
令和2年4月28日以降の入札公告から適用している新型コロナウイルス感染症拡大防止対策に伴う千葉県総合評価方式の評価項目「継続教育（CPD）の取組状況」の当面の取り扱いは、「学習履歴証明書は平成30年4月1日以降入札公告日までの間で、連続した1年間に推奨単位が取得できていれば加点評価とする。」としている。



緩和措置の解除

#### 【従前】

学習履歴証明書の有効期限は、CPD取得期間の最終の日が入札公告の日から遡って1年前から総合評価方式の技術資料の提出期限までとする。



※有効期間内にCPD取得の最終日が含まれる学習履歴証明書で1年間の推奨単位の取得が確認できれば加点